

**静岡市における
配偶者等からの暴力の防止及び被害者の
支援のための施策に関する基本的な計画について
(答申)**

**平成 25 年 10 月
静岡市男女共同参画審議会**

はじめに

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害にあたります。

外部からの発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすいことに加え、加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。

また、被害者の多くは女性であることから、その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識など、これまで男女が置かれてきた社会の歴史的・構造的な問題があるということも考えられます。

静岡市では、「静岡市男女共同参画推進条例」第3条の「男女の人権の尊重」や第12条の「性別による権利侵害の禁止」を掲げるとともに、「第2次静岡市男女共同参画行動計画」の中でも「女性に対する暴力の根絶」を重点施策のひとつと位置づけ、配偶者等からの暴力の防止や被害者の支援等に取り組んでいます。

このたび、これら施策をより一層推進するため静岡市は、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成25年法律第72号最終改正）や同施策に関する基本的な方針を受け、新たに「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援のための施策に関する基本的な計画」を策定することになりました。

静岡市男女共同参画審議会は、本年7月、「静岡市における配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援のための施策に関する基本的な計画」について、静岡市長から諮問を受けました。これを受け、当審議会では、施策の方向性に関する基本的な考え方について、昨年度実施した市内におけるDV実態調査の結果などを基に、静岡市における配偶者等からの暴力の現状と課題を整理し、審議、検討した結果を答申書にまとめました。

答申書では、国の配偶者暴力防止法やその基本方針に即し、5つの基本目標を掲げ、15の取り組むべき施策の方向性とその内容について提言しています。

当審議会としては、静岡市の配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援に関する基本計画の策定にあたり、本答申の趣旨を踏まえ、配偶者等からの暴力根絶に向けて、これまで以上に積極的な取組が推進されることを期待します。

平成25年10月

静岡市男女共同参画審議会

会長 大村知子

目 次

	ページ
1 基本計画の策定にあたって	
(1) 計画策定の背景	1
(2) 定義	2
(3) 計画の位置づけ	2
(4) 計画の期間	3
(5) 計画の目標	3
(6) 施策の基本的方向（基本目標）	3
(7) 市と県の役割分担	3
2 DVに関する現状と課題	
(1) DVの現状	4
(2) 相談の状況	10
(3) 本市における課題	11
3 取り組むべき施策の方向性とその内容	
(1) 施策の基本的方向（基本目標）	12
(2) 基本的方向に沿った施策の柱	14
(3) 体系案	19
4 施策の総合的な推進のために必要な提案	20
(1) 次期男女共同参画行動計画との整合	
(2) 的確な情報の収集・発信の充実	
(3) 新たな検討が必要となる事項への対応	
(4) 進捗状況の点検及び計画の見直し	
5 参考資料	21
条例、法令、国の基本的な方針、諮問書写し	
委員一覧、会議経過、各委員からの事業等に関する提言	